

第2回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム【作業グループ】 議事録

1 日 時：平成20年7月3日（木）1000～1050

2 場 所：内閣府本府605会議室

3 案 件： 秘密保全法制の在り方に関するこれまでの検討結果  
 今後検討する論点について

4 出席者：別添1のとおり（配席図は別添2のとおり）

5 資 料：

- 議事次第（別添3）
- 秘密保全法制の在り方に関する検討結果[資料1]（別添4）
- 論点ペーパー（その4）～（その7）[資料2-1]～[資料2-4]（別添5）
- 参考資料（別添6）

6 概 要：

河邊主幹による司会の下、これまでの検討結果について資料1（別添4）に沿って河邊主幹から説明があり、続いて意見交換がなされた。その後、今後検討する論点について[資料2-1]～[資料2-4]（別添5）に沿って■補佐から説明があり、続いて意見交換がなされた。意見交換については以下のとおり。



[REDACTED]

以上

## 第2回 秘密保全法制 作業グループ 出席者（実績）

日時：平成20年7月3日（木）10時00分

場所：内閣府本府庁舎 605会議室

省庁	部署・官職	氏名
内閣官房	<u>副長官補（外政）</u> 参事官補佐	南 慎二
	<u>副長官補（安危）</u> 内閣参事官	齋藤 実
	同 内閣事務官	岩田 健司
	<u>情報セキュリティセンター</u> 内閣参事官	伊藤 毅志
	同 内閣事務官	本多 祐樹
警察庁	<u>外事課・課長補佐</u>	河原 雄介
	同 係長	[REDACTED]
法務省	<u>刑事局公安課・課長</u>	井上 宏
	刑事局付	関口 新太郎
公安調査庁	<u>総務部総務課審理室・室長</u>	木下 雅博
	同 室長補佐	[REDACTED]
外務省	<u>国際情報統括官組織第一国際情報官室・首席事務官</u>	[REDACTED]
	大臣官房総務課・事務官	[REDACTED]
	<u>国際情報統括官組織第一国際情報官室・事務官</u>	[REDACTED]
経済産業省	<u>経済産業政策局知的財産政策室・課長補佐</u>	内田 了司
	同 課長補佐	佐藤 力哉
防衛省	<u>防衛政策局調査課情報保全企画室・室長</u>	田部井 貞明
	同 先任部員	阿波 拓洋
	同 専門官	松田 隆則

※アンダーラインを付した者が作業グループの構成員又は代理出席者。その他は随行者。

計19名

(内調) 河邊主幹、石田総括、古谷参事官、[REDACTED]補佐、[REDACTED]補佐、[REDACTED]事務官

安危

齋藤 副長官補(安危)  
内閣参事官

安危

南 副長官補(外政)  
参事官補佐

外政

石田 参事官

内調

河邊 参事官

内調

古谷 参事官

内調

参事官補佐

内調

参事官補佐

内調

内調

[REDACTED]

平成二十年七月三日(水)

十時  
六〇五会議室

秘密保全法制 作業グループ

NISC

伊藤 情報セキュリティセンター  
内閣参事官

NISC

警

河原 警備局  
外事課 課長補佐

警

法

井上 刑事局  
公安課長

法

公

木下 総務部  
総務課審理室長

公

外務

[REDACTED] 国際情報統括官組織  
第一国際情報官 首席事務官

外務

経

内田 経済産業政策局  
知的財産政策室 課長補佐

経

防

田部井 防衛政策局  
情報保全企画室長

防

防

出入口

第2回 秘密保全法制の在り方に関する検討チーム作業グループ

議事次第

(平成20年7月3日(木) 10:00~ 於:内閣府本府6階605会議室)

1 秘密保全法制の在り方に関するこれまでの検討結果(資料1)

2 今後検討する論点について(資料2-1~2-4)

## 秘密保全法制の在り方に関する検討結果

- 秘密保全法制の目的・必要性
- 保全する秘密の対象及びその範囲
- 規制対象行為及び規制の方法 について

### 第1 秘密保全法制の目的・必要性

今般の秘密保全法制の在り方に関する検討は、複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、政府の情報機能を強化する必要があり、情報機能の強化に当たっては、情報の保全の徹底がその前提となるものであるとの認識の下、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を行うことをその趣旨としている。

したがって、ここで検討を行う秘密保全法制（以下「本法制」という。）は、「国等の重要な秘密の漏えいを防止することにより、国益を保護するとともに、国の安全を確保すること」を目的とするものであると言えるが、より具体的には、

- ① 外国情報機関等による活発な情報収集活動に対し、実効力のある秘密保全制度を確立すること（別紙1参照）。
- ② 政府における情報機能の強化に不可欠な政府部内における情報共有の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙2参照）。
- ③ 安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図るため、秘密保全に関する法的基盤を整備すること（別紙3参照）。

といった必要性が認められるところである。

我が国における秘密保全法制の在り方については、これらの目的・必要性を踏まえ、それに十分応えるものとする必要がある。

### 第2 保全する秘密の対象及びその範囲

#### 1 秘密の対象

##### (1) 秘密とすべき事項の種類

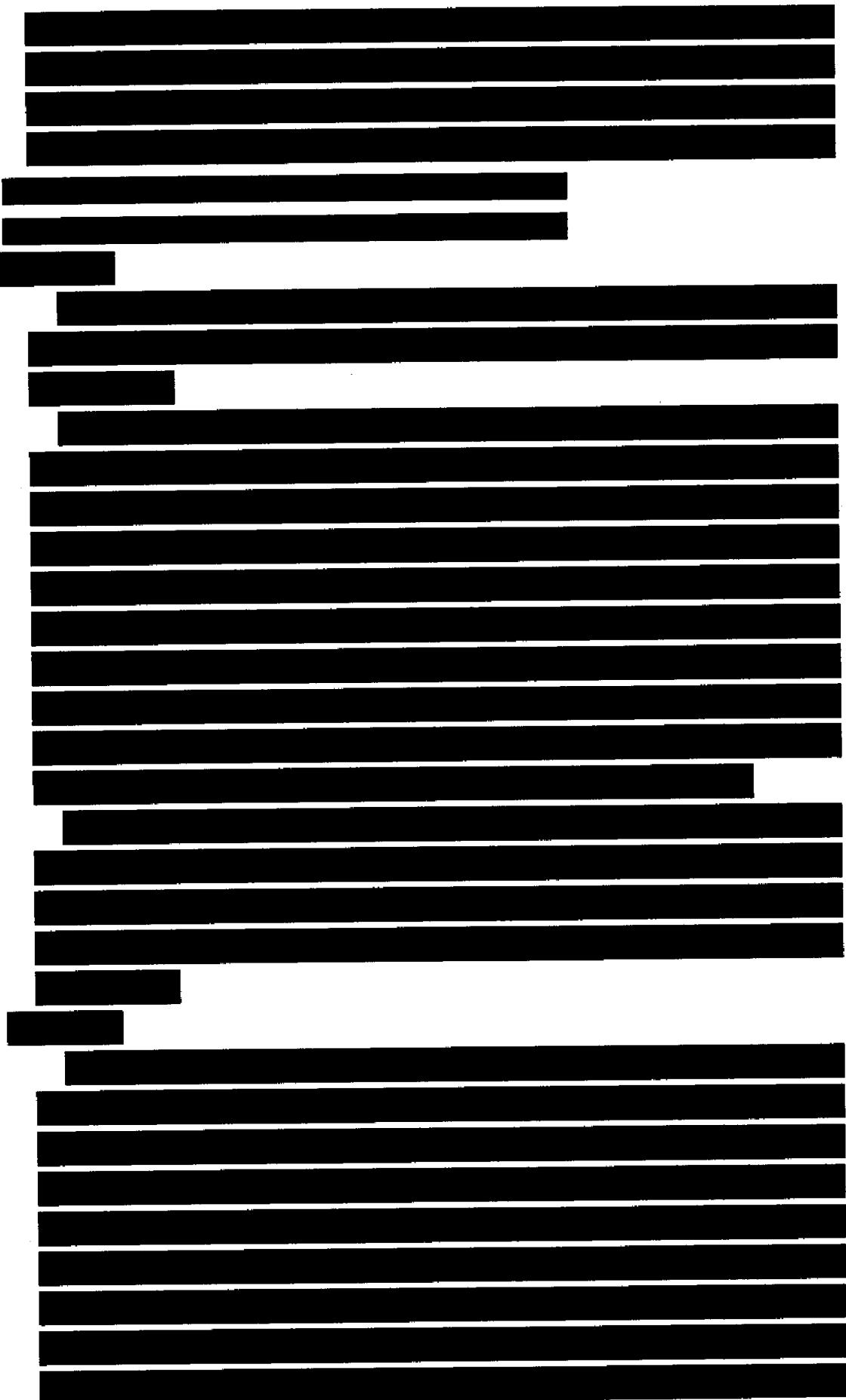
[REDACTED]

(2) 秘密とすべき事項の具体的範囲

[REDACTED]

### (3) 作成主体

[REDACTED]



(4) 取得された情報 [REDACTED]

(5) 伝達先

[REDACTED]

## 2 保全する秘密の範囲

(1) 秘匿性の程度

[REDACTED]

(2) 秘密の指定

[REDACTED]

第3 規制対象行為及び規制の方法（規制対象者の範囲を含む）

[REDACTED]

以上

## 外国情報機関等の情報収集活動による情報漏えい等について

1 近年においても、以下のとおり、外国情報機関等による我が国における情報収集活動は活発に行われており、これにより情報が漏えいし、又はそのおそれが生じた事案が続いている状況にある。このような状況に対し、国等の重要な秘密の漏えいを防止するためには、実効力のある秘密保全法制の整備が必要である。

## ○ ボガチョンコフ事件

在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊内の秘密文書の写しと数十点の内部資料を提供していたもの（平成12年）。

## ○ シェルコノゴフ事件

在日ロシア通商代表部員が、現金30万円等の謝礼を対価に、会社社長（空自OB）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの（平成14年）。

## ○ 国防協会事件

在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの（平成15年）。

## ○ 上海総領事館員自殺事件

中国公安当局関係者が、上海総領事館員に対し、領事関係に関するヴィーン条約に反し、情報提供を要求、当該総領事館員が自殺したもの（平成16年）。

## ○ サベリエフ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた半導体関連企業社員が、約100万円の謝礼を対価に、半導体製品に関する高度科学技術情報、企業情報等の社外秘情報を同部員に交付したもの（平成17年）。

## ○ ベツケビチ事件

在日ロシア通商代表部員から工作を受けた光学機器関連企業社員が、先端科学技術保有企業社員が、軍事転用可能な社外秘光学機器を窃取し、これを同部員に交付したもの（平成18年）。

○ 内閣情報調査室職員に対する情報収集活動

在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に交付したもの(平成20年)。

2. 1のほか、外国情報機関等の情報収集活動によらない場合であっても、以下のように、国等の重要な秘密が漏えいした事案や、漏えいが懸念される状況があり、このような状況も踏まえれば、実効力を持った秘密保全法制の必要性は一層高い。

<情報漏えいがあった事例>

○ イージス事案

海上自衛隊の3等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教育であった別の3等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの(平成19年)。

<情報漏えいが懸念される例>

○ ファイル共有ソフトを利用している端末がウィルスに感染することにより、データが流出し、その内容がインターネット上で広く公開される事案が頻発しているところ、仮に、かかる端末に国の秘密であるデータが保存されていた場合には、これがウィルスに感染することにより、当該データファイルが流出し、広く公開されてしまうことが懸念される。

○ 政府機関のインターネット端末に対して、ウィルスが添付された不審なメールが送りつけられる事案が頻発しているところであるが、その中には、ウィルスに感染すると、コンピュータ端末が乗っ取られ、端末内に保存されているファイルやデータ等の情報が窃取されてしまうおそれがあり、これにより端末内に保存されている国の秘密が窃取されることが懸念される。

政府部内における情報共有の促進を図るための秘密保全法制による  
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、政府における情報機能の強化には、政府部内における情報共有の促進が不可欠であり、情報共有の促進を図るためにには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

なお、情報保全の強化については、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき、情報収集・共有、事案対処への取組等を実施しているほか、セキュリティクリアランス等を今後実施することとしているが、秘密保全法制を整備して秘密漏えい等に対する規制を強化することにより、秘密保全のための担保措置がより強化されるとともに、同基本方針に盛り込まれたような措置が秘密保全法制に規定されれば、より実効力が伴った措置をとることが可能となるなど、秘密保全のための一層強固な基盤の整備が図られる。

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成 17 年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「国家の情報機能強化に関する提言」(平成 18 年6月自由民主党政務調査会  
国家の情報機能強化に関する検討チーム)

4. 情報共有の促進・情報コミュニティの緊密化と秘密保持

(1) 政府全体での情報共有の仕組みをつくり、情報共有促進のためにも各省共通の情報の保全基準(クリアランス)の制定、情報衛星等の技術的な情報活動の強化、音声・電磁波の漏洩防止あるいはデータベースへの侵入防止対策等における最新ハイテク技術の活用を図る。

(2) 国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系(罰則規定を含む)の新設・整備等を行う。

(3) (略)

外国からの円滑な情報提供の促進を図るための秘密保全法制による  
法的基盤整備の必要性について

以下のとおりこれまで各種の場で提唱されてきたように、国の安全を守るためにには、安全保障・危機管理に係る国際協調を推進し、外国からの円滑な情報提供の促進を図る必要があるが、そのためには、情報保全の強化、とりわけ秘密保全法制により法的基盤を整備することが必要である。

反面、我が国における情報保全の取組を十分であると評価しない国は、上記法的基盤が未整備のままである場合、我が国への情報提供に躊躇することとなる。

- 「対外情報機能強化に向けて」(平成17年9月対外情報機能強化に関する懇談会)

3. 政府全体としての情報活動について

(2) 法令の整備

秘密保全に関する法体系が未整備である現状は、情報が漏洩される危険性のみならず、国内外の関係機関間の情報共有を妨げる大きな要因ともなっている。秘密に接する者を対象に法的義務を課する制度の確立や、外部からの侵入に対して安全な情報伝達方法の確保を含め、秘密保全の法体系の整備は、国家として必要な情報の共有、総合調整を可能とする必要条件である。

- 「『安全保障と防衛力に関する懇談会』報告書」(平成16年10月安全保障と防衛力に関する懇談会)

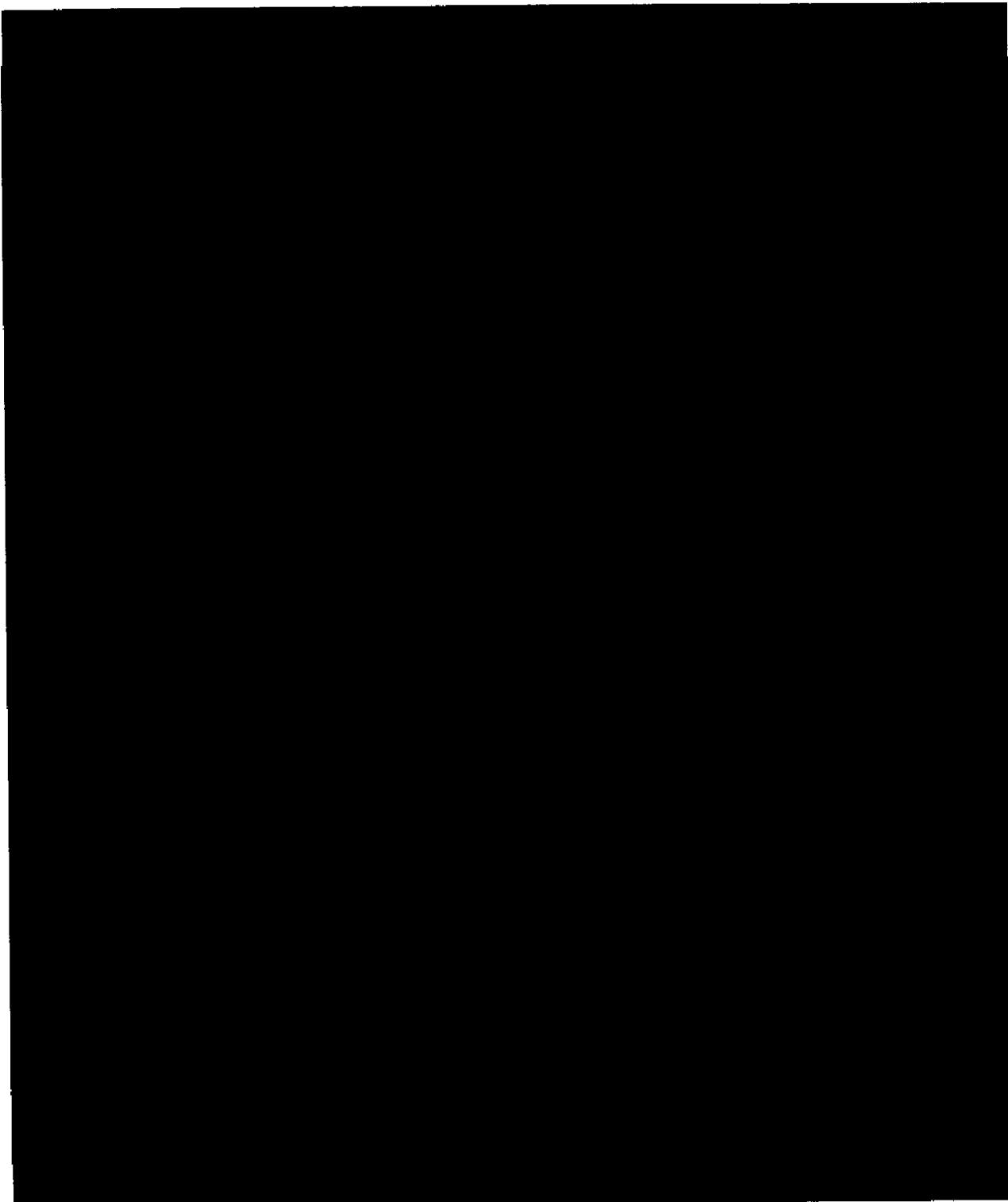
第2部 新たな安全保障戦略を実現するための政策課題

1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備

(2) 情報能力の強化

ウ 情報の保全体制の確立

共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。







[REDACTED]

## 論点ペーパー（その5）

○ 秘密の指定

[REDACTED]

○ 人的管理

1 適格性確認（セキュリティクリアランス）制度

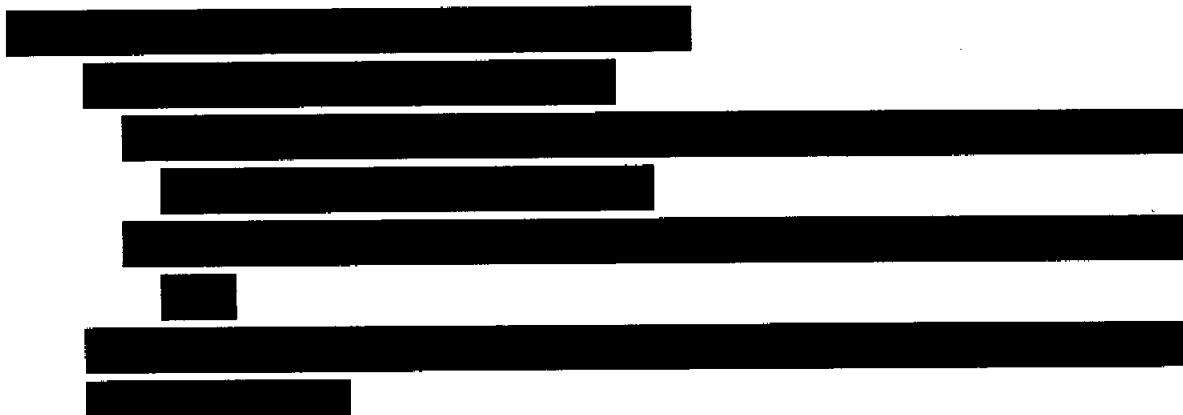
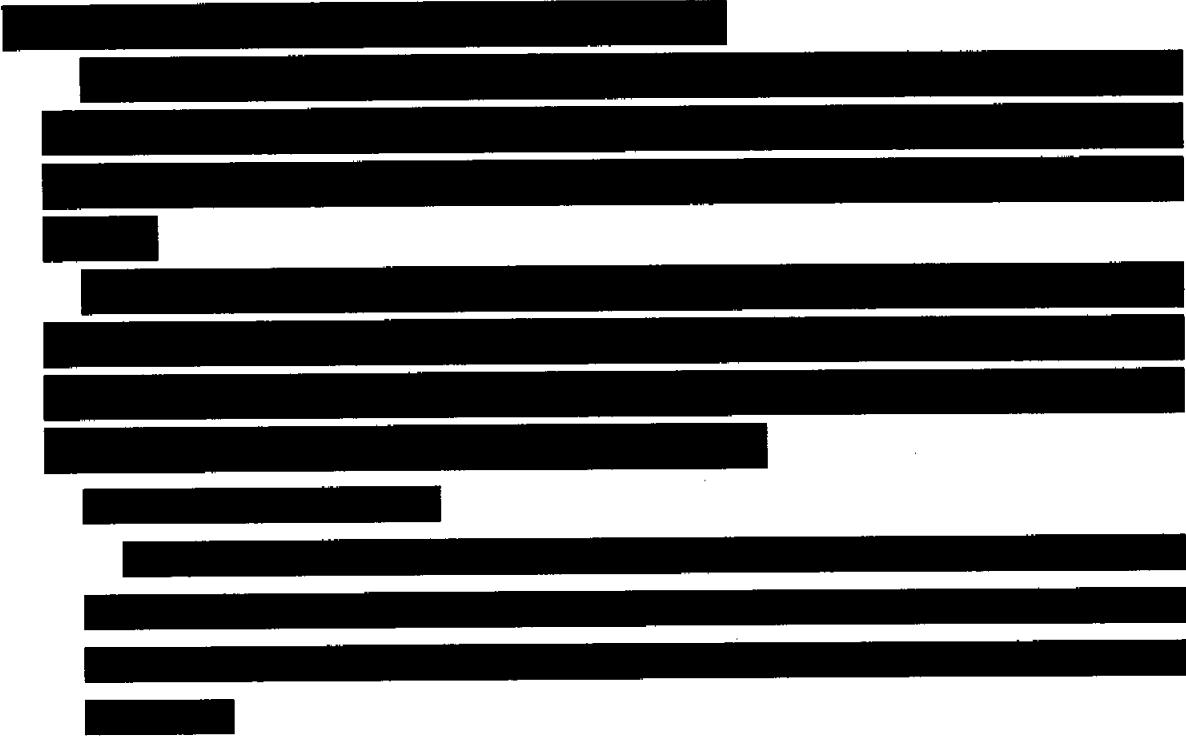
[REDACTED]



○ 物的管理

論点ペーパー（その6）

○ 司法手続



## 論点ペーパー（その7）

## ○ 法形式について

[REDACTED]

## ○ 基本的人権の尊重

[REDACTED]

## 參考資料

(資料2-1~2-4關係)

## 現行の秘密保全に関する法制における罰則

防衛秘密	特別防衛秘密	合衆国軍隊の機密	公務員法等
① 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】	① 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ② 特別防衛秘密を取り扱うことをして業務とする者 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】	① 通常不當な方法によらなければ探知・収集できないものの漏えい、 【10年以下の懲役】	① 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】
漏えい	② 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁固又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】	② 漏えいの企て、命令、故意の容認、そののかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】
過失犯	⑥ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	② 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】	② 漏えいの企て、命令、故意の容認、そののかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円(国家公務員法以外は3万円)以下の罰金】
探知収集	③ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・煽動 【3年以下の懲役】	⑦ ①・②の漏えいの陰謀・教唆・煽動 【5年以下の懲役】 ⑧ ⑥の探知・収集の陰謀・教唆・煽動 【5年以下の懲役】 ⑨ ③の漏えいの陰謀・教唆・煽動 【3年以下の懲役】	③ 通常不當な方法によらなければ探知・収集できないものの漏えい、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集・教唆・煽動 【5年以下の懲役】
周辺的行為	自衛隊法第122条	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条～第5条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに本國における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う刑事特別法第6条第7条
根拠			国家公務員法第109条第12号・第111条・外務公務員法第3条・第27条・自衛隊法第118条第1項第1号・第2項・地方自治法第60条第2号・第62条)

# カウンターテリジエンス・センターの基本方針（概要）

平成19年8月9日カウンターテリジエンス推進会議決定

## 政府統一基準

### I 特別管理秘密に係る基準

### 特別管理秘密

国の行政機関が保有する國の安全、外交上の秘密その他  
他の國の重大な利益に関する事項であつて、公になつてい  
ないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして當該  
機関の長が指定したもの。

### 物的管理

- 段階的な秘密区分指定
- 情報へのアクセス管理
- 送達事業等における極密保全措置
- 情報システムへのアクセス管理
- 機密文書への取扱い
- 機密文書の物理的保護
- 機密文書の管理責任体制
- 機密文書の監査
- 特別監査

### 人的管理

## II カウンターテリジエンスに関する情報の収集・共有

## III カウンターテリジエンス意識の啓発

## IV 事案対処

## V 管理責任体制

## カウンターテリジエンス・センター

基本方針の施行に関する連絡調整等を行い、政策全般の動向を把握するためのモニタリング機能

施行：政府統一基準Ⅰについては平成21年4月1日、同Ⅱ～V及びカウンターテリジエンス・センターについては平成20年4月1日

## 現行法制における秘密保全のための行政措置

		防衛秘密(自衛隊法)	特別防衛秘密(MDA法)
法律事項	○ 防衛大臣の指定(96の2①)	○ 標記(2)	
	○ 標記(96の2②)	○ 關係者への通知(2)	
	○ 通知(96の2③)		
政令事項	○ 標記の方法(113の2)	○ 秘密区分及びその指定、変更及び解除(1、2)	
	○ 通知の方法(113の3)	○ 標記の方法並びにその変更及び抹消(3)	
	○ 他の行政機関の長との協議事項(113の4)	○ 通知の方法及び秘密区分の変更又は解除の通知の方法(4)	
	○ 契約業者の基準及び契約事項(113の5)	○ 揭示(5)	
	○ 防衛秘密管理者的指名(113の6)	○ 委託中における特別防衛秘密保護上の措置(契約条項に秘密保持規定を設ける)(6)	
	○ 指定に関する記録及び防衛秘密管理者への通報(113の7)		
	○ 防衛秘密の表示(113の8)		
	○ 防衛秘密の周知(113の9)		
	○ 防衛省の防衛秘密取扱者の範囲の指定(113の10)		
	○ 他の行政機関等における防衛秘密取扱いの業務に伴う措置(113の11)		
	○ 防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置		
	○ 防衛秘密の取扱いの管理のための措置(113の12)	○ 特別防衛秘密保護上の措置の実施細目(複製、送達、伝達、接受、保管、破棄等の取扱いについての措置義務規定)(7)	

注:括弧内には該当する条





